

発委第 2 号

日出町議会委員会条例の一部改正について

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 19 日 提 出

提出者 議会運営委員会
副委員長 岩 尾 幸 六

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例

日出町議会委員会条例（昭和 51 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項を次のとおり改める。

委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会の開会場所への参集が困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

- （1） 重大な感染症のまん延、大規模な災害等が発生した状況にあるとき。
- （2） 委員が、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない状況にあるとき。
- （3） その他委員長が特に必要と認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

若者や女性など多様な人材の議会への参画を図る観点から、オンライン委員会を開催する要件に、育児、看護、介護等を追加するため条例を改正する。